

(案)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書の一部変更について

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書（平成14年4月1日制定）の一部を次のように変更する。

第5条に次の一号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関すること。

附 則

この改正は、平成15年 月 日から施行する。